

社会保険 やまがた

Social insurance yamagata

11-12

2019年11-12月号 No.604

職場内で回覧しましょう。

11月は「ねんきん月間」、11月30日は「年金の日」です
生活習慣病予防健診の申込み方法が変わります

CONTENTS

日本年金機構 2-3ページ

- 11月は「ねんきん月間」、11月30日は「年金の日」
- 社会保険の手続きには便利な電子申請をご利用ください!
- 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」について
- お役に立ちます!ワンポイント相談室②

協会けんぽ 4-5ページ

- 生活習慣病予防健診に関するお知らせ
- メールマガジン登録募集中!
- おしえて!やまがたさん!
～「療養費支給申請書(治療用装具)」について～

社会保険協会 6-7ページ

- 契約保養施設ご利用のご案内
- 人間ドック、PET検査、脳ドックの費用を助成します
- 施設利用会員証を更新します
- 寒河江支部からのお知らせ ポウリング大会を開催します

村山 葉山

奈良時代から続く修験道の山。また、古くから農業の神が宿る山として崇拝の対象となっており、人々は季節の折々に山に登り、五穀豊穡を祈った。

(写真提供: 山形県みどり自然課)

山形県山岳情報ポータルサイト「やまがた山」
<http://yamagatayama.com>



11月は「ねんきん月間」、11月30日は「年金の日」

日本年金機構は、厚生労働省と協力して国民の皆さまに公的年金を身近に感じていただき、年金制度に対する理解を深めていただくよう、本年度も11月を「ねんきん月間」と位置付け、公的年金制度の周知・啓発活動を展開します。

「年金の日」は、国民一人一人に「ねんきんネット」等を利用して年金記録や年金受給見込額を確認していただき、高齢期に備え、その生活設計に思いを巡らしていただくことを目的として、平成26年度から毎年11月30日(いいみらい)を「年金の日」に制定しています。

具体的取組

今年の「年金の日」11月30日は、土曜日ですが、山形県内年金事務所(年金相談コーナーのみ)開所します。

◆開所時間 9:30～16:00

◆年金相談を希望される方は

0570-05-4890 (予約受付専用電話) で
ご予約をお願いします。



社会保険の手続きには便利な電子申請をご利用ください!

電子申請とは、書面やCD・DVDで行っている申請・届出をインターネットを利用して行うことです。電子申請には様々なメリットがあります。ぜひ、電子申請の利用をご検討ください。

電子申請のメリット

いつでも!

電子申請なら、夜間休日問わず
24時間365日申請が可能です。

どこでも!

自宅や職場からインターネットを
使ってどこからでも申請できます。

時間・コストの削減

申請する際の移動にかかる時間や交通費、
郵送費等のコスト削減が期待できます。

令和2年4月から、
さらに電子申請が利用
しやすくなります!

- 「G Biz ID」から無料で取得できるID・パスワードにより電子申請が可能になります。
※「G Biz ID」は、1つのアカウントにより複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。
※アカウント取得に手数料はかかりません。
- 「G Biz ID」に対応した「届書作成プログラム」をご利用ください。
※「届書作成プログラム」は届書を簡易に作成・申請できるプログラムです。
※日本年金機構のホームページから無料でダウンロードすることができます。
※「G Biz ID」に対応した「届書作成プログラム」は、令和2年4月1日に公開予定です。

お問い合わせ先はこちらです。

ねんきん加入者ダイヤル(日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口)

0570-007-123 (ナビダイヤル) 050から始まる電話でおかけになる場合は、**03-6837-2913**

〈受付時間〉月～金曜日：午前8時30分～午後7時／第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

「令和2年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」のご提出はお済みですか

公的年金について源泉徴収の対象となる方へ、令和元年9月から順次、令和2年分の「扶養親族等申告書」をお送りしています。

令和2年2月以降にお支払いする年金から源泉徴収する所得税の計算のために必要な申告書です。

なお、昨年までは、扶養親族等申告書が未提出の場合、税率10.21%が適用されていましたが、税制改正に伴い、未提出の場合でも、税率5.105%が適用されることとなります。

よって、以下の全てに該当される方は、提出する必要はありません。

- 控除対象となる配偶者又は扶養親族がない。
- ご本人が障害者又は寡婦(寡夫)に該当しない。

ご提出が必要な方で、ご提出いただけない場合は、多くの所得税が源泉徴収される場合がありますので、まだご提出がお済みでない場合は、速やかにご提出ください。

【所得税の課税対象となる方は、次の金額の老齢年金を受け取られる方です】

1. 65歳未満の方は108万円以上
2. 65歳以上の方は158万円以上

なお、障害年金、遺族年金には税金はかかりません。

お役に立ちます！ ワンポイント相談室²²

配偶者でも特例免除が
使えます。



この度、60歳を迎え退職することになりました。扶養になっていた配偶者の年金の手続きは必要ですか？



A 勤務先を退職された方に扶養されていた配偶者さまは、60歳未満であれば国民年金第3号被保険者から国民年金第1号被保険者となる手続きが必要になり、60歳到達まで保険料の納付が必要です。

この場合、定年で収入が無くなり納付が困難である場合は、失業による特例免除を申請することができます。

※失業していることを確認できる公的機関の証明書の写しが必要です。

●保険料を納めることが困難な場合

ご本人からの申請によって、保険料の全額又は一部(4分の1、半額、4分の3)が免除になる制度があります。

メリット1	退職(失業)の場合は、 退職(失業)された方の前年の 所得がゼロとして審査されます!	通常の免除申請は、申請者本人、配偶者及び世帯主の所得が審査の対象になりますが、退職(失業)時の免除申請は、退職(失業)された方の所得がゼロとして審査されます。
メリット2	免除の割合に応じて、 一定の年金額が保障されます!	例えば、全額免除になった期間の年金額への算定額は、保険料を全額納めた場合と比較して、2分の1として計算されます。
メリット3	万が一の際にも保障を確保!	病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金の受け取りを確保できます。

世帯の収入など諸条件によっては免除にならない場合があります。

免除に該当した場合、全額納付した場合に比べ年金額が少なくなります。

詳しくはお住いの市町村役場と年金事務所にお問い合わせください。

お問い合わせ

日本年金機構 山形県内各年金事務所

日本年金機構

検索

URL <http://www.nenkin.go.jp/>

～生活習慣病予防健診に関するお知らせ～
令和2年度受診分から、協会けんぽへの申込みが不要となります

現在、生活習慣病予防健診を受診するにあたっては、加入者（被保険者）・事業主さまから協会けんぽへの申込みが必要ですが、皆さまの事務負担軽減のため、**令和2年4月1日受診分から、協会けんぽへの申込みを廃止することといたしました。**（健診機関へのみ予約申し込みを行うこととなります）



その他の変更点

- 健診案内の内容を変更します。
これまで、毎年3月に協会けんぽから事業主さまへ次年度の健診対象者を記載した申込書を送付しておりましたが、**令和2年度受診分（令和2年3月送付予定分）**からは、申込書に代えて、健診対象者の情報を記載した生活習慣病予防健診**対象者一覧**を送付します。当該一覧は申込書ではないため、**協会けんぽへの提出は不要です。**
- 情報提供サービス（事業主さま向け）の機能が一部変更されます。
申込書の廃止に伴い、令和2年2月下旬（予定）から、情報提供サービスの機能が一部変更となります。

事業主さまへのお願い

- 健診実施機関への予約申込みについて
令和2年4月1日受診分から、協会けんぽへの申込みは廃止となるため、健診実施機関への予約申込みを行う際には、健診実施機関に対して、「保険者番号、健康保険証の記号・番号、氏名、性別、生年月日、受診する健診項目、健診予定日等」の情報をお伝えいただく必要があります。
- 令和元年度（今年度）受診分の申込みについて
令和2年3月31日受診分までは、現行どおり協会けんぽへ申込みが必要です。速やかな申込みをお願いいたします。

【お問い合わせ先】 協会けんぽ山形支部 保健グループ 023-629-7235

メールマガジン登録募集中!

健康保険に関する最新情報、季節に合わせた健康に役立つ情報等をいち早くお届けします。
お気軽にご活用ください。



QRコードで簡単登録!
登録料はかかりません



<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/yamagata/cat130/>

例えばこんなシーンで
ご活用できます。



職場内での回覧や
掲示・朝礼等のスピーチに!



毎日の献立に!

おしえて！ やまがたさん!



～「療養費支給申請書
(治療用装具)」について～



【やまがたさん】

総務課に所属するベテランで
健康保険に詳しいOL



【たなかくん】

採用2年目のやまがたさんの部下。
妻と子供の3人暮らし。

1

昨日は会社を欠勤したようですが、
どうしたの？

実は前から腰痛が続いていて
病院に行ってきたんです。

2

それで、先生から治療のための装具が
必要だと聞いたんですが、
全額の支払いが発生するようなんです。

あら、医師の指示により治療用装具を
購入した場合は、健康保険給付の
対象となるのよ。

3

え!? そうなんですか。
どうやって申請するんですか？

「療養費支給申請書」、「領収書原本」、
「医師の意見及び装着証明書原本」が
必要だわ。

4

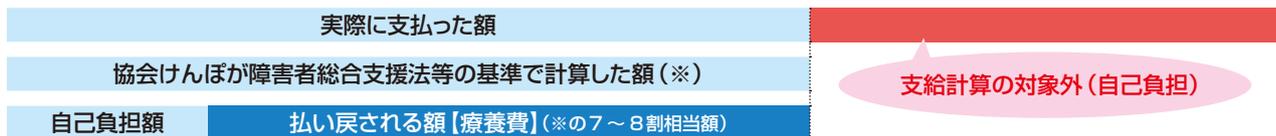
良かった～。
お小遣いがなくなるところでした。

あら!?
医療費もお小遣いからなのね…。

治療用装具を購入したときは、申請で払い戻しが受けられます

医師の指示により治療用装具を購入した場合は、後日、協会けんぽに「療養費支給申請書(治療用装具)」を申請することで、払い戻しが受けられます。

- 【支給対象の治療用装具】 医師の指示 ➡
 - ・ コルセットや弾性着衣等の購入
 - ・ 9歳未満の小児の治療を目的とした眼鏡やコンタクトレンズの購入(弱視・斜視・先天性白内障術後の屈折矯正)など
- 【支給額】 実際に支払った額を確認のうえ、障害者総合支援法等で定められた基準で計算した額から、自己負担額を差し引いた額が、療養費として支給されます。



- 【提出する申請書等】 療養費支給申請書(治療用装具) + 領収書(原本) + 医師の意見及び装具装着証明書(原本) 又は 眼鏡等作成指示書(原本) + 装具の現物写真(靴型装具に限る)

(注) ケガが原因の場合は「負傷原因届」が必要です

【お問い合わせ先】 協会けんぽ山形支部 業務グループ 023-629-7229

お問い合わせ

全国健康保険協会(協会けんぽ) 山形支部
〒990-8587 山形市幸町 18-20 JA 山形市本店ビル 5階 TEL.023-629-7226

協会けんぽ 検索

URL <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

契約保養施設ご利用のご案内

山形県社会保険協会では、会員事業所さまの被保険者と被扶養者の皆さまの家族保養のために、55の宿泊施設、21の日帰り施設と契約し、宿泊や日帰りで契約施設をご利用される場合に補助を行っております。今年度まだお申込みいただいていない場合は、これからの行楽や年末年始の保養などにぜひご利用ください。



【宿泊】の場合

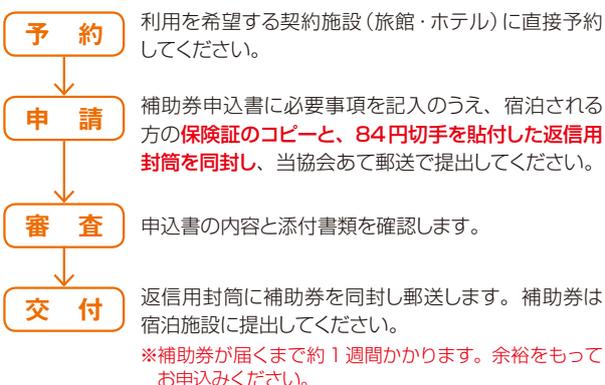
補助額

被保険者・・・お一人さま2,000円
小学生以上の被扶養者・・・お一人さま1,000円

利用資格

山形県社会保険協会の会員事業所で、年会費を納めていただいている事業所に勤務する、健康保険又は厚生年金保険の被保険者とその被扶養者(小学生以上)。
※家族保養で宿泊する場合に限ります。団体及び職場の懇親会などで宿泊する場合には交付できません。なお、お一人さま一年度一回のご利用となります。

補助券の申込方法



【日帰り】の場合

補助額 被保険者・・・お一人さま500円

利用資格 山形県社会保険協会の会員事業所で、年会費を納めていただいている事業所に勤務する、健康保険又は厚生年金保険の被保険者。※被扶養者は対象外となりますのでご注意ください。

補助券の申込方法 補助券申込書に必要事項を記入のうえ、**申込枚数に応じた額の切手を貼付した返信用封筒を同封し**、山形県社会保険協会の会員事業所ごとにお申し込みください。なお、事業所の被保険者数に応じた発行枚数の上限があります(下の表を参照)。**ただし、被保険者数を超えた発行はできません。(例：被保険者3人の場合、3枚が発行上限となります。)**

申込締切日 令和元年12月24日(火)

発行上限枚数

事業所規模(被保険者数)	発行上限枚数
1～30人	5枚まで
31～50人	7枚まで
51～100人	10枚まで
101～300人	20枚まで

事業所規模(被保険者数)	発行上限枚数
301～500人	30枚まで
501～800人	40枚まで
801～1,000人	50枚まで
1,001人以上	60枚まで



宿泊及び日帰りでご利用いただける契約施設は、6月下旬にお送りした「協会事業のご案内」か、当協会ホームページでご確認ください。また、補助券の申込書は当協会ホームページからダウンロードできます。

利用可能期間は宿泊・日帰りとも令和2年2月29日(土)までです。

人間ドック、PET検査、脳ドックの費用を助成します

健康で楽しい毎日を過ごすためには、定期的に健康診断を受けて体のチェックをすることが大切です。また、詳細な健診として人間ドックやPET検査、脳ドックを受けられる方も多くなってきています。しかし、人間ドック等の費用は、一般の健康診断費用よりも高額です。そのため、山形県社会保険協会では、疾病の予防や早期発見等、皆さまの健康生活を応援するため、人間ドック等受診費用の一部を助成(2,000円)しており、今年度も多くの方(現在約460名)から助成申請をいただいています。未だこの助成をご利用いただいていない方はぜひご利用ください。すでに受診済の方も次に該当すれば助成の対象になります。

対象者

- 山形県社会保険協会の会員事業所で年会費を納めていただいている事業所の健康保険の被保険者とその被扶養者
- 人間ドック等を受診される方の自己負担額が2,000円以上あること
- 事業所内の被保険者数の1/2以内の人数で一事業所25名さままで

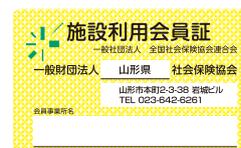
※助成申請等詳細につきましては、当協会ホームページをご覧ください。すでに受診済の方も次に該当すれば助成の対象になります。



施設利用会員証を更新します

現在の施設利用会員証(黄色)の有効期限は2020年(令和2年)3月31日までとなっております。そのため、2020年(令和2年)4月1日以降もご利用いただけるよう、**新しい施設利用会員証(ピンク色)に更新することになりました。**

現在、黄色の会員証をお持ちの事業所さまには、令和2年2月頃に新しい会員証(ピンク色)を当協会からお送りさせていただく予定です。新しい会員証(ピンク色)は、届いた時から使用できますので、届きましたら黄色の会員証と差替えをお願いします。**黄色の会員証は、当協会へ返却の必要はありません。廃棄処分していただいて結構です。**なお、現在の施設利用会員証(黄色)は、2020年(令和2年)4月1日以降は利用できませんのでご注意ください。



現在



新

寒河江支部からのお知らせ ボウリング大会を開催します

山形県社会保険協会寒河江支部では、健康づくりの一環としてボウリング大会を開催しています。参加者を募集いたしますので、ふるってご参加ください。多くの参加をお待ちしております。

- 日時** 令和2年1月19日(日)
午前9時30分(現地集合)
- 会場** ボウルモデルノ(東根市蟹沢1797-2)
TEL 0237-53-0477
- 参加資格** 山形県社会保険協会寒河江支部の
会員事業所の被保険者(ただし1事業所8名まで)
- 応募人数** 72名(定員になり次第締切ります)
- 試合** 一人2ゲームの個人戦
(年齢等によるハンディキャップあり)

参加費 一人 300円
(当日、会場で領収させていただきます。)
※貸靴代は各自負担となります。

参加申込 参加申込書に必要事項を記入のうえ、FAX又は郵送で当協会に提出してください。
※参加申込書は当協会ホームページからダウンロードするか、当協会までお問い合わせください。

申込締切 令和元年12月20日(金) 必着



お問い合わせ・お申し込み

一般財団法人 山形県社会保険協会 〒990-0043 山形市本町 2-3-38 岩城ビル 4F

TEL. 023-642-6261 FAX. 023-633-4114 URL <http://www.shahokyo-yamagata.jp/>



かきの豆乳グラタン

かきにはミネラルが豊富に含まれています。鉄とその吸収を促す銅をたっぷり含んでいるので、免疫力アップだけでなく、貧血防止も期待できます。



材料 [4人分] ◎1人当たりおよそ510kcal

かき	240g	ピザ用チーズ	80g
ほうれん草	200g	パン粉	適量
玉ねぎ	1/2個	パセリ(みじん切り)	適量
マカロニ	200g		
白ワイン	大さじ4	A	
小麦粉	大さじ4	豆乳	3カップ
バター	30g		コンソメの素

作り方

- ① マカロニはたっぷりの熱湯に塩を適量加えてゆでて、水けをきる。
- ② 玉ねぎは薄切りに、ほうれん草は固めにゆでて水けを絞り、4cm位の長さに切る。
- ③ かきはざるに入れて塩水の中でふり洗いし、水けをきる。フライパンに入れ中火にかけ、水分が出てきたら白ワインを加え、沸騰したら火を止める。
- ④ ③のかきと蒸し汁を分けて、汁にAを加えて混ぜ合わせる。
- ⑤ 鍋にバターを溶かし中火で玉ねぎを炒め、しんなりしたら小麦粉をふり入れて炒める。
- ⑥ ⑤に④の汁を少しずつ加え、とろみがつくまで10分位煮る。
- ⑦ かき、マカロニ、ほうれん草を加え、薄くバター(分量外)を塗った耐熱容器に移しチーズ、パン粉を散らし、オーブントースターで7～8分位焼き色がつくまで焼き、パセリを散らす。

新任所長のごあいさつ



山形年金事務所長
川又 哲也

会員の皆さまにおかれましては、日ごろから社会保険事業全般にわたり格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

10月1日付で山形年金事務所長に着任いたしました川又と申します。地元山形県で県代表年金事務所長を務めることとなり、責任の重さを痛感しているところです。

年金生活者支援給付金制度が10月1日より始まりました。制度改正につきましては、会員の皆さまをはじめ、関係機関の皆さまと連携を図りながら周知に努めてまいります。

年金制度が「老後の所得保障の中核を担う制度」としての役割を果たし、住民の皆さまから信頼され、安心していただくために、国民年金及び厚生年金の適用、保険料の収納等について、公正・公平を基本としつつ、積極的な運営を行ってまいります。

今後も日本年金機構や、年金事務所における業務全般に関するご意見を頂戴しながら、お客様の視点に立ったサービスの向上に取り組んでまいりますので、引き続き、ご支援・ご協力をお願い申し上げます。



鶴岡年金事務所長
柴田 勉

日頃より社会保険事業全般にわたり格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、10月1日付で鶴岡年金事務所長に着任いたしました柴田と申します。出身は秋田県です。風光明媚な鶴岡(庄内地域)に赴任し、休日の温泉、名所巡りなど楽しみであるところです。

事業状況を見ますと、事業主被保険者皆さまの制度へのご理解が事業実績に繋がっているようにお見受けし、県内事業の一層の発展に貢献できるよう努めてまいります。

事業の取り組みにあたっては人口構成や働き方の変化、ICTの更なる進化など様々な変化に対応し、お客さまへのニーズにも対応していく必要があるものと思います。

現在、年金相談窓口では、待ち時間の解消などを目的に予約による年金相談を実施しており、事業所内でのPRなどご協力いただけましたら幸いです。

今後とも、信頼される組織を目指し取り組んでまいりますので、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



新庄年金事務所長
和田 仁

会員の皆さまにおかれましては、日頃より公的年金事業に対し格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、10月1日より新庄年金事務所へ着任しました和田と申します。出身は岩手ですが、2年前に新庄年金事務所副所長として一年二ヶ月間在籍し、その間、会員の皆さま方に温かく接していただきました。ご縁があり再び赴任してまいりましたので、何卒よろしく御願申し上げます。

さて、県内の届書等の事務処理を掌る「山形事務センター」が仙台へ広域集約となり間もなく4年となります。集約当初から、事務処理の遅延が発生し保険証発行の遅れなどサービスの低下を招き、大変ご迷惑をおかけしております。皆さま方の大切な社員を守る意味でも、事務処理の遅延や誤りがあってはならないこと、又「保険証の早期発行」は至上命題であり、今後も改善に向け注力してまいります。

会員の皆さまや関係機関との連携を密にしながら、より良いサービスの向上に努めていく所存ですので、引き続き御指導と御協力を御願申し上げます。